

兵庫県県土利用計画

〔第六次国土利用計画（兵庫県計画）・土地利用基本計画〕

令和8年3月
兵庫県

前文

この計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条の規定に基づく兵庫県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項を定める国土利用計画（兵庫県計画）の第六次計画（以下「第六次国土利用計画（兵庫県計画）」という。）と同法第9条の規定に基づく同区域における土地利用基本計画を一体的に定めるもので、兵庫県県土利用計画と称する。

第六次国土利用計画（兵庫県計画）は、県内の各市町がその区域について定める国土の利用に関する計画（市町計画）の基本となるほか、県土の利用に関する各種計画の行政上の指針となるものであり、「1 県土利用に関する基本構想」、「2 県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要」及び「3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」で構成するものとする。

前回の第五次計画では、人口減少下で土地需要が減少する時代の到来を受けて、土地需要の量的調整という役割から、県土利用の質的向上を図る役割に重点を置く転換を図った。今回の計画では、少子高齢化や人口減少等が加速する社会経済状況においても、人々が安心して住み続けられる、美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな県土を将来世代へ継承すべく、県土利用・管理DXの推進など新たな視点を追加した。

県土をめぐる状況が大きく変化する中、国土利用計画の果たすべき役割もまた変化しているが、県土を適切に利用・管理するための総合的な計画としての位置付けは引き続き重要である。第六次国土利用計画（兵庫県計画）においては、国土利用計画法に定める理念を踏まえつつ、時代の要請に応じ、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用と管理を通じて、県土の安全性を高め、持続可能で自然と共生した県土利用・管理を目指す。

また、土地利用基本計画は、土地利用規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。今回、第六次国土利用計画（兵庫県計画）と一体化するに当たり、土地利用基本計画で定めることとされている「土地利用の基本方向」については、「1 県土利用に関する基本構想」に包含されるものとした。これにより土地利用基本計画は、「1 県土利用に関する基本構想」、「4 土地利用の原則」、「5 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針」及び「6 土地利用基本計画図」で構成するものとする。

同計画は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、開発行為については個別規制法を通して間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

【目次】

1	県土利用に関する基本構想	1
(1)	県土利用の基本方針	1
ア	県土の現状	1
イ	県土利用をめぐる基本的条件及び課題	1
(7)	人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退への対応	1
(1)	大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応	2
(7)	自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応	3
(イ)	共通の課題	3
ウ	県土利用の基本方針	4
(7)	基本理念	4
(1)	計画期間	4
(7)	県土利用の基本方針	4
a	兵庫県の強みを活かした適切な県土利用・管理	4
b	複合的な施策と県土利用・管理DXの推進	7
c	多様な主体の参画と協働による県土利用・管理	8
(2)	地域類型別・利用区分別・地域別の県土利用の基本方針	8
ア	地域類型別	8
(7)	都市	8
a	大都市圏	9
b	準大都市圏	9
c	都市縁辺部（大都市圏・準大都市圏共通）	9
d	地方都市圏	10
(1)	多自然地域の集落	10
(7)	自然維持地域	11
イ	利用区分別	11
(7)	農地	11
(1)	森林	12
(7)	水面・河川・水路	12
(イ)	道路	12
(7)	宅地	13
a	住宅地	13
b	工業用地	13
c	その他の宅地	13
(7)	その他	13
ウ	地域別	15
(7)	神戸・阪神地域	15
(1)	播磨地域	15
(7)	但馬地域	16

(e) 丹波地域	16
(f) 淡路地域	17
2 県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	17
(1) 県土の利用区分ごとの規模の目標	17
(2) 地域別の概要	18
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	19
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	19
(2) 県土利用の基本方針に即した措置	19
ア 兵庫の強みを活かした県土利用・管理	19
(7) 県土全体の利益の実現	19
(4) 土地本来の災害リスクの軽減	21
(7) 健全な生態系の確保	22
イ 複合的な施策と県土利用・管理DXの推進	23
ウ 多様な主体の参画と協働による県土利用・管理	24
(3) 施策実施の前提となる措置	24
ア 県土に関する調査の推進	24
イ 計画の効果的な推進	25
4 土地利用の原則	26
(1) 都市地域	26
(2) 農業地域	27
(3) 森林地域	27
(4) 自然公園地域	28
(5) 自然保全地域	28
5 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針	28
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	28
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	29
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	29
(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	29
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	29
(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	30
(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	30
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	30
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	30
6 土地利用基本計画図	30

1 県土利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本方針

ア 県土の現状

本県は、摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の旧五国が一つになった県で、日本海から瀬戸内海までに至る広大な県域を有しており、中央部北寄りに中国山地が東西に走り、県域が大きく南北に分かれていることから北の日本海型、中央部の内陸型、南の瀬戸内型と、県域で気候風土が異なっている。歴史・文化においても、五国で特有の個性を有し、数多くの史跡など優れた文化遺産に恵まれている。

このような背景から、瀬戸内臨海部に広がる都市部、自然豊かな中山間地域やそこに点在する集落など、多様で多彩な県土利用がなされており、同時に人口や産業の地域的偏在等様々な課題の誘因ともなっている。

これまでの10年間の県土利用の推移をみると、森林の減少傾向が緩やかになりつつあるものの、農地の減少傾向が強まっている。一方、道路や住宅地は、以前よりも緩やかではあるが増加傾向にある。また、工業用地は、インターチェンジ周辺での産業用地の需要増加等に伴い、一定の増加傾向にある。都市においては、工場跡地等の遊休地が物流施設のほか、商業施設や公共施設等へ土地利用転換される事例が多数見られる。また、多自然地域の集落においては、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、荒廃農地等の増加が懸念される。

本県においては、「地域創生」を県政の基本政策に位置付け、兵庫県地域創生条例（平成27年兵庫県条例第4号）の下、兵庫県地域創生戦略を策定し、各般の取組を推進している。県土利用においても、地域創生戦略を踏まえ、本県の強みである五国のポテンシャルや多様性を生かし、都市から自然維持地域まで多彩な魅力を持つ個性豊かな地域がそれぞれ機能分担しながら連携することを基本に、個性と多様性を重視した地域づくりを進め、地域の自立と県土の均衡ある発展に配慮する。

イ 県土利用をめぐる基本的条件及び課題

(7) 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退への対応

本県の人口は平成21年をピークに減少局面を迎え、小規模集落は約10年間で急増しており、今後も人口減少が継続すると見込まれる。また、神戸・阪神地域の減少幅が小さいのに比べ、但馬地域、淡路地域などで著しい減少が予測されるなど、人口の地域的な偏在も見込まれるとともに、県全域において、年少・生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が進むことが想定される。このような人口動向の変化は、県土の利用や管理にも大きな影響を与える。

都市では、市街地の人口密度の低下が進行するとともに、利用者数の減少等に

より都市機能の維持が困難になるおそれがある。また、所有者不明土地等の低未
利用土地や空き家等が増加しており、土地利用効率や管理水準の低下が懸念され
る。

昭和40年代に開発された郊外型住宅団地では、大都市に先行して少子高齢化や
人口減少が急速に進展しており、住宅や生活利便施設の老朽化、空き家・空き店
舗の活用も課題となっている。

農山村では、農地の転用に加え、高齢化や人口流出に伴う農業の担い手不足に
より、農地等の管理水準の低下や荒廃農地の増加も懸念されている。

これら郊外型住宅団地や農山村の中でも特に人口流出が著しい地域では、まち
や集落の縮小や消滅などが生じるおそれもあり、その後の土地の管理が今後課題
となっていく。

森林については、林業の担い手不足や木材の国内需要拡大が見込めないことな
どから、必要な施業が行われず森林の機能低下を招くおそれがあり、現に一部に
間伐等の適切な管理が行われていない森林もみられる。

また、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入促進が求められる
中、太陽光発電施設や風力発電施設の設置に伴う災害の発生、景観の変化や自然
環境への影響等に対する地元住民の懸念もある。

これらの問題は、既にその多くが顕在化しており、対策を怠れば、今後、ます
ます状況が悪化し、県土の管理水準の悪化による周辺地域への悪影響の発生や非
効率な土地利用の増大による地域社会の衰退等が懸念される。このため、本格的
な人口減少社会においては、県土の適正な利用と管理を通じて、県土を荒廃させ
ない取組を進めていくことが重要である。

加えて、地域創生の観点から、地域の生活や生産水準の維持・向上に結びつく
土地の有効利用・高度利用を一層推進していくことも必要である。

(4) 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

本県は、南海トラフ地震など、巨大地震や津波による広域にわたる甚大な被害
が発生する可能性がある中、沿岸域には液状化による防潮堤の沈下などの津波災
害リスクの高いエリアが存在するほか、オープンスペースの少ない密集市街地が
存在するなど、地震災害に対しても脆弱な構造となっている。

また、地球温暖化に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁と
なる可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害、土砂災害が頻発
化・激甚化することが懸念される。一方、無降水日数も全国的に増加することが
予測されており、渇水が頻発化・長期化・深刻化することも懸念される。

本県は、都市部を含め、全国的にみても多くの土砂災害警戒区域等の危険箇所
を有しており、風水害に対しても脆弱な構造である。特に都市部においては、主

要な都市機能の集中や地下空間を含む土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性の増大が課題である。

加えて、土地取引が多い都市部や高齢化が著しい山村では、地籍整備が特に遅れており、災害復旧の迅速化、土地の有効利用、土地取引の円滑化の妨げになるおそれもある。

(ウ) 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失が続いており、土壌の劣化や水質の悪化、水循環の変化、食料の安定供給、水源のかん養や国土保全など、暮らしを支える生態系サービス¹に大きな影響を及ぼしている。例えば、シカの食害により、多くの地域で下層植生のうちシカの嫌いな植物だけ残るといった偏りを招いており、希少種を含む植物や、特定の植物に依存して生息する昆虫類の減少などが進んでいる。

加えて、今後、里地里山等においては、人口減少等で土地が良好に管理・活用されないことによる自然環境や景観の喪失・劣化、開発や外来生物の侵入等による生物多様性への影響の深刻化・顕在化、自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。さらには野生鳥獣の生息域拡大に伴って、これまで被害がなかった地域の被害が発生することも懸念される。

一度開発された土地は、それまでの利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性がある。このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要となる。

また、再エネの導入促進が求められる中、太陽光発電施設や風力発電施設の設置に伴う災害の発生、景観の変化や自然環境への影響等に対する地元住民の懸念があり、地域社会と再生可能エネルギー関連施設の共生が課題となっている。

本県では、平成29年に全国に先駆けて制定した太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号。以下「太陽光条例」という。）を令和6年に改正し、許可制を導入する等規制を強化しており、その適切な運用により災害の防止や自然環境との調和等を図っていく必要がある。また、太陽光条例の改正の効果も踏まえながら、県土全体を見据えた自然環境や景観等の保全に向けて太陽光発電施設等に関する規制の在り方について継続的に検討していく必要がある。

(イ) 共通の課題

これらの(ア)から(ウ)までに共通して、デジタルを徹底活用した官民連携による

1 食料・水等の供給サービスや景観等の文化的サービスなど。

地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めることが必要である。

ウ 県土利用の基本方針

(7) 基本理念

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、県民の生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用の在り方は、県民の生活や地域の発展と深い関わりを有している。

県土の利用に当たっては、自然環境の保全を図りつつ、各地域の自然、社会、経済及び文化などを生かした自立的発展を促進していくとともに、公共の福祉を優先する中で安全かつ健康で文化的な生活環境の確保とこれからの時代にふさわしい県土全域の均衡ある発展を図ることを基本理念とする。

また、ひょうごビジョン2050を踏まえ、気候風土、歴史文化の異なる摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の旧五国が一つになり、今に五国の個性が息づく兵庫の強みを生かしながら、「躍動する兵庫」の実現を目指す県土利用を推進していく。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。また、転換途上であっても、自然的・社会的条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずるものとする。

(4) 計画期間

第六次国土利用計画（兵庫県計画）の計画期間は、令和5年を基準年次とし、令和15年を目標年次とする。

(5) 県土利用の基本方針

イで示した課題への対応のみならず兵庫らしい地域創生に資する県土利用を推進するため、本計画は「兵庫県の強みを活かした適切な県土利用・管理」に向け、①県土全体の利益の実現、②土地本来の災害リスクの軽減、③健全な生態系の確保を基本方針とする。そして、これら基本方針の実現に向け、①複合的な施策と県土利用・管理DXの推進、②多様な主体の参画と協働による県土利用・管理を行うことで、持続可能で自然と共生した県土利用・管理を目指す。

a 兵庫県の強みを活かした適切な県土利用・管理

「五国の個性」、海外の文化を全国に先駆けて進んで受け入れてきた「開放的

な地域性」、高度なものづくり産業や多彩な地場産業などの「培ってきた地力」、これらの兵庫県の強み、特徴、地力を生かし、適切な県土利用を図る。

(a) 県土全体の利益の実現

大都市圏、地方都市圏、中山間地域が、産業、医療・福祉、商業等の諸機能を互いに補い、連携することによる、持続可能な県土構造（地域連携型都市構造）の実現を目指す。

また、地域が持続的に発展していくための地場産業の活性化や各地の優れた景観、歴史、文化を活かした地域の魅力向上、地域間交流の促進による地域の活性化を図るため、それぞれの特性に応じたきめ細かな土地利用を進める。

これらの取組を進めることで、県土全体で県民が利益を享受する社会を実現する。

具体的には、都市では、既存の市街地に集積する多様な都市機能の更新・充実を図り、市街地郊外への無秩序な拡大を抑制する。一方、地域活力の維持・向上が必要な地域においては、地域の実情・ニーズに合った柔軟な土地利用を計画的に推進する。

中山間地域や都市縁辺部においては、人口減少により、従来と同様に労力や費用をかけて土地を管理し続けることは困難になることが想定されることから、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、放牧や計画的な植林等により草刈りや見守り程度の粗放的な管理や最小限の管理を導入するなど、地域の合意に基づき、管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」を進める。

神戸・阪神地域など都市部への人口の偏在が進む中、多自然地域を中心に、住み続けられる環境の確保のため、DXなど革新技术の活用等も図りながら、生活の利便性を高め、生活機能を維持するための取組を、土地利用の面からも推進する。

地域に存する所有者不明土地等の低未利用土地、空き家等の未利用資産を有効活用すること等により、地域活力の向上と土地利用の効率化を図る。また、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進める。

人口減少下にもかかわらず農地や森林等から宅地等への転換が依然として続いている一方、都市の低未利用土地や空き家等が増加していることに鑑み、これらの有効活用等を通じて、農地や森林等からの転換を原則として抑制する。

また、地域の実情に応じ都市機能や居住を誘導する場合には、立地適正化計画の活用などが考えられる。

農地と宅地が混在する地域においては、良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

農地については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、競争力強化に向け適切な管理を行う。また、農地は、県土保全等の多面的機能を有していることから、その機能を持続的かつ適切に発揮させるよう荒廃農地の発生防止・解消と効率的な利用を図る。

森林については、木材等の生産のほか、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たすことから、これらの機能を十分に発揮させるため、適切に整備及び保全を図る。

(b) 土地本来の災害リスクの軽減

阪神・淡路大震災をはじめとする大規模な自然災害からの創造的復興の経験を生かし、巨大地震、津波災害や豪雨災害等の被害の最小化のため、インフラの耐震化や防潮堤の整備、河川改修などのほか、道路等の整備や沿道建築物の不燃化などの密集市街地への対策も含めたハード対策と、避難対策を中心とするソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施する。

特に、豪雨災害等への対策のため、流域全体での「総合治水」の取組を進め、風水害による被害を最小化する。

国において、都市計画法改正による土砂災害警戒区域等の災害ハザードエリア²における市街化調整区域の開発許可の厳格化や、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）の施行による危険な盛土等の規制の拡大が行われた。本県でもこれら法改正に合わせた制度の見直し等を行い、災害発生リスクの高いエリア等における住宅等の建築抑制や構造規制といった土地利用制限や、災害リスクの低いエリアへの公共施設等の立地の促進、より安全なエリアへの居住機能の誘導の取組を進める。

災害リスクの高いエリアにおけるグリーンインフラ³や森林整備等により生態系を保全し防災機能を維持・向上させるEco-DRR⁴の取組の推進など、自然環境が本来有する多様な機能を生かした自然的土地利用への転換を推進する。

安全・安心は、全ての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた国土強靱化の取組を県土利用・管理の観点からも進めていくことが重要である。

2 ここでは、住宅等の建築や開発行為等の規制がある災害レッドゾーン（災害危険区域等）と、建築や開発行為等の規制はないものの区域内の警戒避難体制の整備等を求める災害イエローゾーン（浸水想定区域等）を指す。

3 社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組

4 Ecosystem-based Disaster Risk Reductionの略。自然災害に対して脆弱な土地の開発や利用を避け災害への暴露を回避するとともに、防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減すること。

(c) 健全な生態系の確保

2050年カーボンニュートラル⁵や2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30⁶目標」といった国際公約の実現と地域課題の統合的な解決に向けて、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ⁷」の考えに根ざした県土利用・管理を進めていくことが重要である。

県土と社会経済活動の基盤となる自然資本の保全・拡大と持続的な活用を図るため、健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組む。

人と野生動物との調和のとれた共存を目指し、農業等産業の振興を図りつつ、有機農業を含む人と環境にやさしい農業の普及拡大など、自然環境や生態系を保全・再生・活用する土地利用を進める。

生物多様性の確保のため、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進のほか、野生鳥獣との棲み分けを図る土地利用の検討などを進める。

地域におけるカーボンニュートラルの実現のため、地域共生型の太陽光・バイオマス等の再エネの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。ただし、大規模な太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設については、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に関する特段の配慮を行うものとし、特に、災害の発生するおそれが高いエリアでの立地を抑制するとともに、太陽光発電施設等の廃止後については景観上及び防災上必要な措置を求める。

地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から地下水を含む健全な水循環を維持又は回復する。

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す面もあるため、この機会を捉え、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていく。過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境や生物の多様性を再生していく。

b 複合的な施策と県土利用・管理DXの推進

DXは、働き、学び暮らす場の物理的な距離の壁を取り払うことに加え、自動運転やドローン、スマート農業など地域課題を解決する新たなサービスが、地域への人の流れを生み出すと期待できる。

5 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

6 2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現に向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

7 用語に関する厳密な定義は定まっていないが、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」という基本認識は一致しており、「G7 2030年自然協約」や、昆明・モンテリオール生物多様性枠組においてその考え方が掲げられている。

「兵庫県の強みを活かした適切な県土利用・管理」を進める上において、DXを活用することで、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことにつなげる。

c 多様な主体の参画と協働による県土利用・管理

「兵庫県の強みを活かした適切な県土利用・管理」を進める上で、県等が示す広域的な方針と共に、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整が重要である。

県土利用については、所有者不明土地や管理不全の土地の増加が懸念される中、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理の在り方等について検討するなど、更なる地域主体の取組を促進する。

(2) 地域類型別・利用区分別・地域別の県土利用の基本方針

ア 地域類型別

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別に捉えるだけでなく、複数の用途が混在する土地利用を都市機能や自然環境の観点から類型化して、その方針を検討することが重要である。そこで代表的な地域類型として、都市、多自然地域の集落及び自然維持地域の県土利用の基本方針を以下のとおりとする。

なお、医療、商業などの生活サービス等の都市機能や食料供給や温室効果ガス吸収源対策といった機能を都市、多自然地域の集落及び自然維持地域が互いに補い連携する、持続可能な県土構造の実現を目指す。

(7) 都市

- ・都市においては、既に都市機能が集積している地区内において、機能の更新・充実を図るとともに、低未利用土地や空き家等の有効活用、土地の高度利用や必要に応じた集約などにより、土地利用の効率化を図る。
- ・新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用土地の再利用を優先し、農地や森林等からの転換は原則として抑制する。
- ・既に主要な都市機能が災害リスクの高いエリアに立地している場合は、都市機能の耐震化や災害発生時に人家への影響が大きいなど緊急性の高い箇所における土砂災害対策等により、安全性の向上を推進する。
- ・本県がこれまで推進してきた市街化調整区域での地域活力の維持に資するまちづくりを継続しつつ、災害ハザードエリアにおいては開発を抑制する。
- ・既成市街地においては、延焼防止や避難空間確保に資する緑地を整備するなど都市環境を改善し安全性を高める土地利用、都市の耐震化・不燃化を推進する。
- ・市街地内に残された農地が、都市にとって必要であり、あるべきものという考え方の下、住宅と農地が混在する地域においては、両者が調和して良好な居住

- 環境と営農環境の形成を進め、多様な役割を果たす都市農地の保全を図る。
- ・ 地方都市圏や都市縁辺部においては、人口減少下の機会を捉えて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指す。
 - ・ 建物・都市基盤等の機能や性能が今のニーズに合わなくなっている既成市街地において、官民連携でビジョンを共有し、多様な手法・取組を組み合わせ、「エリアの価値と持続可能性を高める更新」を進める。
 - ・ 広域土地利用プログラム⁸の対象区域については、プログラムの運用による大規模集客施設の立地調整など土地利用等に係る広域的な調整を図る。

瀬戸内臨海部に位置し、広域的に複合的な都市機能の集積度が特に高い市街地を大都市圏、大都市圏に近接し、地域全体を対象とした都市機能が一定以上集積している市街地を準大都市圏、郊外に開発されたニュータウンを含む市街地を都市縁辺部（大都市圏・準大都市圏共通）、多自然地域の魅力を有し、日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地を地方都市圏に分類し、それぞれの土地利用の方向性を示す。

a 大都市圏

- ・ 都市の国際競争力強化の観点から、都市の生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進める。
- ・ 海外からも人や企業を呼び込む魅力ある都市空間の形成に向けた基盤整備、良好な業務空間、居住空間の確保、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりや官民一体で取り組む空間づくりを推進する。
- ・ ヒートアイランド現象を改善するため、都市緑地を保全するとともに、低未利用土地等の緑化や建築物の屋上緑化、グラスパーキング等の推進により新たな緑地の創出を図る。

b 準大都市圏

- ・ 大都市圏と連携し、高度な都市機能の維持・充実を図りつつ、公共交通機関を含む交通ネットワークの強化や交通手段の利便性の確保を推進する。
- ・ 近隣都市や周辺の農山漁村との機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

c 都市縁辺部（大都市圏・準大都市圏共通）

- ・ 急激な少子高齢化及び人口減少により地域活力の低下が懸念されるオールドニュータウンの再生に取り組み、都市基盤が整っている住宅地の保全・活用

8 広域的な土地利用の適正化の観点から、兵庫県が定めている都市構造に対して広域的に影響を与える大型商業施設などの大規模な集客施設の適正な立地誘導・抑制の指針

を図る。

- なお、開発計画地において、計画の実現が困難になった場合には、例えば、住宅団地から流通業務施設団地に見直すなど、周辺環境に配慮しつつ、新たなニーズに対応する計画への変更を促す。
- 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域という市街化調整区域の本来の性格を維持しつつ、地域活力の維持・向上を図るため、地区計画や、各市町の申出により立地可能な建築物の用途や区域を指定する特別指定区域等の制度を活用し、地域や集落の実情・ニーズに合った柔軟かつ計画的な土地利用を推進する。

d 地方都市圏

- 緑豊かな自然や歴史的なまちなみなど、地域の特性や資源を生かしながら人と自然が調和した都市景観の形成を図るとともに、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。
- 高速道路インターチェンジ等の広域交通結節点の周辺など、産業立地に適した地区においては、景観保全や周辺の営農環境に配慮しつつ、計画的な土地利用による産業集積を図る。

(4) 多自然地域の集落

- 多自然地域の集落は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源のかん養など都市にとっても重要かつ様々な機能を有する。このため、上記の諸機能を保持するため、多様な地域資源を適切に維持管理するとともに、これら資源を基に新たな付加価値の創出等に資する土地利用を進め、活力ある地域社会を構築する。
- 中山間地域など地域活力の低下が懸念される地域においては、複数の集落での機能の補完や近隣都市との交流、連携などを促進することを通じ、効率的な土地利用及び良好な県土の管理を促進する。
- 集落から拠点までのアクセスを地域に応じた移動手段が担うことにより、行きたいところに自由かつ安全・快適に移動し、活動できる生活空間の形成を目指す。
- 野生動物の生息地の保全と共に農林業被害の防止のため、バッファゾーン(人と野生動物の棲み分けを図るための緩衝帯)の設置などを推進する。
- 長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術の継承を図ることで、整備された里山林などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を保全する。

(ウ) 自然維持地域

- ・自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や多自然地域の集落を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たす。このため、当該地域では野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保するとともに、生物多様性の損失や森林の消失などが生じている場合は自然環境の再生を図ること等により、適正に保全する。
- ・30by30の実現に向けて、自然公園、自然環境保全地域等の指定を行うとともに、OECM (Other Effective area-based Conservation Measures : 法令による保護地域以外で生物多様性保全に資する地域) 登録を進め、広域的な生態系のネットワーク化を促進する。
- ・自然公園における自然保護と併せ、施設整備等により利活用を促進することにより、自然と共生する土地利用を進める。

イ 利用区分別

利用区分別の県土利用の基本方針は、以下のとおりとする。なお、この基本方針の推進に当たっては、各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する。

(7) 農地

- ・農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であることを踏まえ、食料の安全保障の観点から安定供給に不可欠な優良農地の確保を図るため、農地法（昭和27年法律第229号）や農振法などの適正な運用を通じて、計画的で秩序ある土地利用を推進する。
- ・具体的には、農業の競争力強化に向けた生産基盤の整備・保全や農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、地域の活性化と雇用創出、効率的な土地利用を図る。
- ・荒廃農地は、再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。
- ・地域の話合いにより将来の農地利用が明確化された地域計画に基づき、農地の効率的かつ総合的な利用を推進する。
- ・また、集落全体での共同活動等、里地としての不断の良好な管理を通じて県土保全や自然環境保全等の農地の有する多面的機能の維持・発揮を図る。
- ・市街化区域内農地など都市農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用により、都市と緑・農の共生を図る。
- ・農地への太陽光発電施設等の再エネ導入に当たっては、食料安全保障の観点か

らも、国内の農業生産の基盤である優良農地の確保や農村地域の活力の向上に特に配慮する。

(f) 森林

- ・森林は、木材等の生産の場としての役割のほか、CO₂吸収源、生物多様性保全への対応、県土の保全、水源のかん養などに重要な役割を果たしていることから、国内外の木材需給動向等を踏まえ、引き続き整備を進める。また、山地防災・土砂災害対策をさらに推進する。
- ・森林の土地の保全については、林地開発許可制度を適正に運用する。土石の採取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、森林の土地の保全に十分留意するとともに、当該地の地形、地質等の自然条件、土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施区域の選定を行い、景観の保全にも十分配慮する。
- ・森林に太陽光発電施設を設置する場合、小規模な開発でも土砂流出の発生のおそれがあること、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、関係法令の基準の適正な運用を通じ、開発地周辺における森林の公益的機能の維持を図る。
- ・効率的な森林管理や条件不利地の間伐等を推進するため、森林簿や森林計画図、位置情報等のデータを一元管理する森林クラウドシステムを整備・運用するとともに、基礎的情報のオープンデータ化を推進する。

(g) 水面・河川・水路

- ・地域における安全性向上のための河川等の整備と予防保全も含めた施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。
- ・自然環境の保全・再生や生態系ネットワークの形成を促進することにより、生物の生息・生育・繁殖環境やまちづくりと連携した地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の保全・創出を図る。

(h) 道路

- ・県土の骨格を形成し、県全体の発展基盤となる高規格道路などで構成する「基幹道路八連携軸⁹」とこれらを補完する幹線道路をはじめとする暮らしと交流を支える道路網の整備を進める。
- ・一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。

9 兵庫県内における既存の基幹道路ネットワークと今後順次整備を進める基幹道路を東西と南北それぞれ四本の基幹道路軸に定めたもの

- ・農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図る。
- ・地域の実情に応じ、新たな道路整備だけではなく、予防保全によるメンテナンスへの早期移行を目指すことにより効率的な老朽化対策を進め、既存用地の持続的な利用を図る。

(イ) 宅地

a 住宅地

- ・住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進め、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、地域連携型都市構造の考え方に基づいて機能分担を図り、災害リスクの高いエリアでの整備を適切に制限する。
- ・世帯数が計画期間中に現在の増加傾向から減少傾向に転じると見込まれることを踏まえ、既成市街地における土地の高度利用のほか低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進し、農地や森林等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

b 工業用地

- ・工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。
- ・市街化調整区域においても、高速道路インターチェンジ等の広域交通結節点の周辺などにおいて、景観保全や周辺の営農環境に配慮しつつ、地区計画制度や特別指定区域制度の活用、開発許可制度の弾力的運用等により、計画的な土地利用による産業集積を図る。

c その他の宅地

- ・市街地の再開発等による土地利用の高度化、都市機能の適正な配置、災害リスクの高いエリアへの立地抑制及び良好な環境の形成に配慮した適切な用地確保を進める。
- ・大規模集客施設については、広域土地利用プログラム等に基づき、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、郊外への無秩序な立地を抑制しつつ、地域社会の判断を反映した適正な立地を確保する。

(ロ) その他

a 文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地

- ・県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、景観形成等周辺環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。新たに立地させる場合は、市街地の無秩序な拡大を誘発しないよう留意する。

- ・施設の整備に当たっては、耐火性や耐震性などの耐災害性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の郊外への立地による市街地の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の再生利用やまちなか立地に配慮する。

b 公園・緑地

- ・人々に潤いとゆとりをもたらす憩いの場であり、自然環境の保全や良好な地域環境の形成、さらには、都市の災害に対する安全の確保に重要な役割を担っていることから、必要な用地を確保する。

c レクリエーション用地

- ・森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮する。また、自然環境との調和に配慮する。
- ・交流人口の拡大による地域経済の活性化のため、地域が一体となった観光施策の展開に資するよう、観光分野の人材育成と確保による受入体制の強化に併せ、兵庫への来訪者が快適に滞在・周遊できる環境整備を推進する。

d 低未利用土地

- ・都市における工場跡地の利活用の推進、荒廃農地の発生防止や自然環境の再生などにより、低未利用土地の発生を抑制する。
- ・工場跡地など都市の低未利用土地は、事業用地や居住用地等として適切に再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。
- ・特に、高速道路インターチェンジ近くの低未利用土地は、物流拠点用地等として活用する。
- ・様々な政策努力を払ってもなお再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて地域活動の場としての活用や、工業用地としての利用、自然環境の再生など、農地以外への活用を検討する。
- ・ゴルフ場やスキー場の跡地等比較的大規模な未利用地は、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、近隣地域の住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。
- ・建築物等の解体工事の跡地、資材置場等については、周辺の景観に配慮した適切な管理又は活用を図る。
- ・再エネの導入課題を踏まえ、太陽光発電施設等については、災害の発生するおそれが高いエリアでの立地を抑制するとともに、一定規模以上の盛土又は切土が伴う場合には安全基準への適合を徹底する。また、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮し、地域社会の理解を得ながら適切

な導入を図る。

e 沿岸域

- ・漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。
- ・この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。
- ・保全を図る海岸においては、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。
- ・沿岸域の埋立てについては、環境の保全、漁場環境の維持等に十分配慮して慎重に行う。
- ・沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しており、CO₂吸収源としても期待される藻場、藻類養殖等のブルーカーボン生態系¹⁰など、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに、良好な景観を保全・再生・創出する。

ウ 地域別

本県は、気候風土、歴史文化の異なる摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の旧五国が一つになった県で、今に息づく五国の個性が強みであることから、県を神戸・阪神地域、播磨地域（播磨東部・播磨西部）、但馬地域、丹波地域及び淡路地域の5地域に区分し、それぞれの方針を以下のとおりとする。

(7) 神戸・阪神地域

- ・神戸・阪神地域は、行政、商業・業務、居住、教育、文化等の様々な機能が集積し、高次で複合的な都市機能を有する地域として発展してきた。
- ・阪神・淡路大震災から30年が経過し、震災復興から得た経験と教訓を十分に踏まえたインフラ整備をはじめ、神戸市の防災福祉コミュニティの形成などによる平常時からの防災の取組、芸術文化機能の充実、既存産業の高度化、新産業の立地を図り、都市機能を計画的に分散配置するなど、質の高い豊かな都市環境を更に充実させながら、自然と共生した安全・安心で快適な都市環境の創造を図る。

(4) 播磨地域

10 CO₂の吸収源となる海洋生態系のことを指し、藻場(海草・海藻)、干潟、マングローブ林など光合成をする生物が多く存在する海洋生態系

a 播磨東部

- ・播磨東部地域は、県下最大の流域面積を誇る加古川を有し、山から海まで多彩な自然が存在する。また、臨海部では工業地帯が経済発展を牽引し、内陸部は県内有数の水田地帯であるとともに、伝統的な地場産業が盛んである。
- ・このため、地域の様々な資源を生かした地域づくりに取り組むとともに、企業立地を推進し、田園の恵みを生かした土地利用を図る。

b 播磨西部

- ・播磨西部地域は、姫路市を中心とし、商工業が点在した都市部を有する南部臨海地域と自然豊かな農山村を持つ中北部からなる広大な地域である。また、中国山地から流れ出した市川、揖保川、千種川の3本の河川によって形成される田園風景や伝統・歴史・文化を育んだ個性豊かな流域生活文化圏域を持つ地域である。
- ・このため、主に臨海部の市街地における先端技術産業用地、住宅地、商業・業務用地等の必要な都市的土地利用の推進と、主に内陸部における農地の良好な管理と森林の適切な整備及び保全による地域づくりを目指す。

(h) 但馬地域

- ・但馬地域は、コウノトリに代表される豊かな自然や多彩な食に恵まれ、世界農業遺産・世界ジオパークや複数の日本遺産を持ち、地場産業も盛んである。一方で、高規格道路や公共交通体系が脆弱であり、少子高齢化が県内で最も進む地域である。そこで、地域連携型都市構造に必要な広域交通体系の整備など人口減少に歯止めをかけるために必要な施策を推進しつつ、農地、森林及び漁港の良好な管理と適切な整備・保全や多彩で豊かな自然資源の保全と活用に努める。
- ・世界ジオパークに認定された山陰海岸やラムサール条約湿地に登録された円山川下流域・周辺水田など、特色ある自然的土地利用の保全を図る。
- ・「コウノトリ育む農法」に代表される人と環境に優しい農業を推進し、二次的自然としての農地を保全する。

(i) 丹波地域

- ・丹波地域は、田畑や里山、伝統的な建物から成る田園風景が残り、「日本のふるさと」ともいえる美しい景観を呈している。また、丹波の自然は、そこに住む人々のもとより、隣接する神戸・阪神地域等の人々に対して、余暇活動の場を提供するなど、重要な役割を担っている。
- ・緑豊かな自然や伝統文化を守り生かしながら人と自然と文化が調和した地域づくりを目指すこととしている「丹波の森構想」を推進し、ゆとりと潤いのある生活空間の形成を図るとともに、都市との交流による効果を地域の活性化につ

なげる。

(f) 淡路地域

- ・淡路地域は、豊かな自然に恵まれた優れた景観を有し、農業、畜産業、漁業が盛んであるとともに、「国生み伝承」に彩られた歴史、淡路人形浄瑠璃等の伝統文化、全国的に知られる瓦・線香に代表される地場産業など、多様な地域資源に恵まれた観光交流の島でもある。近年は、ワーケーションや移住の地としても注目されており、新たな働き方を求めて都市部から企業の移転もみられる。
- ・そこで、地域特性を生かし、自然環境と調和した住み良い生活空間と多彩な交流空間の形成を進める。

2 県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

(1) 県土の利用区分ごとの規模の目標

- ① 計画の目標年次は令和15年とし、基準年次は令和5年とする。
- ② 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数¹¹については、令和15年において、それぞれおよそ509.6万人、およそ229.1万世帯と想定する。
- ③ 県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別の区分とする。
- ④ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。
- ⑤ 県土の利用の基本構想に基づく令和15年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等に鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものである。

農地については、農地法等の適正な運用を通じて優良農地の確保を図るとともに、再生可能な荒廃農地は積極的な活用を進めるものとする。なお、担い手不足などにより荒廃農地等が増加傾向にあり、対策を講じなければ、今後も減少面積が増大する可能性があるが、対策を適切に実施することにより現在の減少傾向と同程度にとどめる。

森林については、森林法や森林経営管理法（平成30年法律第35号）等の適正な運用を通じて森林資源を活用するとともに、適切な整備により健全な森林の保全を図る。

水面・河川・水路については、ため池や水路の減少、道路については、一般道路及び林道の整備による増加と農道の減少が見込まれるが、計画的な改修や施設の長寿命化に努める。

11 世帯のうち、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者や下宿屋等に下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁等の寄宿舎、独身寮などに居住している単身者の数

宅地のうち、住宅地については、世帯数が計画期間中に現在の増加傾向から減少傾向に転じると見込まれることや、政策効果により、空き家を含む既存住宅の利活用が進むことが想定されるものの、空き家の総量に対し利活用に供される量はいまだ限定的であること、また、空き家が生じる場所と住宅需要がある場所が必ずしも一致しないことから、地域活力の維持・向上のために必要な住宅地については新たに確保する。工業用地については企業立地を進め、多様な産業の集積により地域産業の振興を図るものとし、その他の宅地については、低未利用土地の有効活用による、土地利用の高度化を図りつつ、必要な用地を確保する。

その他は、県土面積から農地や森林等の利用区分の面積を差し引いた面積で、公園・緑地のほか、荒廃農地や低未利用土地等で構成されており、利用区分ごとの施策の推進により、これらの発生を抑制するよう努める。

表1 県土の利用区分ごとの規模の実績と目標 (単位：ha)

利用区分	実績値 令和5年	目標値 令和15年	構成比		増減
			令和5年	令和15年	
農地	72,010	68,240	8.6%	8.1%	△ 3,770
優良農地※	61,260	60,160	7.3%	7.2%	△ 1,100
その他の農地	10,750	8,080	1.3%	1.0%	△ 2,670
森林	559,170	557,740	66.6%	66.4%	△ 1,430
水面・河川・水路	32,170	32,050	3.8%	3.8%	△ 120
道路	35,900	36,190	4.3%	4.3%	290
宅地	67,340	68,220	8.0%	8.1%	880
住宅地	39,250	39,840	4.7%	4.7%	590
工業用地	8,390	8,680	1.0%	1.0%	290
その他の宅地	19,700	19,700	2.3%	2.3%	0
その他	73,510	77,790	8.8%	9.3%	4,280
県土面積	840,100	840,230	100.0%	100.0%	130

※ 農業振興地域整備基本方針に定める農業振興地域の農用地区域において確保すべき農地

(2) 地域別の概要

- ① 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を生かしつつ、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用と共に環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。
- ② 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1) に準ずるものとする。令和15年における地域別の人口は、神戸・阪神地域では306.8万人、播磨地域では167.5万人、但馬地域では14.2万人、丹波地域では9.2万人、淡路地域では11.9万人程度を前提とする。
- ③ 令和15年における県土の利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりである。

これらの数値については、②で前提とした地域別の人口に関して、なお変動があることも予想されるため、流動的な要素があることに留意しておく必要がある。

表2 県土の利用区分ごとの地域別の規模の目標 (単位：ha)

利用区分	神戸・阪神 地域	播磨地域	但馬地域	丹波地域	淡路地域	合計
農地	7,540	31,130	10,620	9,330	9,620	68,240
森林	54,250	231,910	175,970	65,090	30,520	557,740
水面・河川・水路	5,880	16,570	4,880	2,420	2,300	32,050
道路	11,210	14,690	4,330	2,790	3,170	36,190
宅地	24,870	32,640	4,280	3,350	3,080	68,220
住宅地	15,460	17,980	2,470	2,130	1,800	39,840
工業用地	3,320	4,370	400	390	200	8,680
その他の宅地	6,090	10,290	1,410	830	1,080	19,700
その他	17,010	32,550	13,250	4,100	10,880	77,790
県土面積	120,760	359,490	213,330	87,080	59,570	840,230

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて、総合的かつ計画的に進める必要がある。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。なお、本計画は、県、市町などの公的主体に加え、地元住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現されるものである。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と協働と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

- ・国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに本計画、市町計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る。
- ・特に、土地利用基本計画は個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画であり、間接的な規制規準としての役割を果たすものである。したがって、同計画において県は、地域が主体となった土地利用を推進するため、地域の実情を熟知した基礎自治体である市町の意向を十分踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地方公共団体等、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。

(2) 県土利用の基本方針に即した措置

ア 兵庫の強みを活かした県土利用・管理

(7) 県土全体の利益の実現

- ・大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。
- ・地域の持続性確保のため、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直し等により、産業集積の促進など積極的な土地利用の最適化を推進する。
- ・地域連携型の持続可能な県土構造の実現に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や生活拠点としての機能を地域全体で分担・連携するための立地誘導等を推進する。
- ・地域の関係者の連携・協働を通じた公共交通等の充実と地域に応じた移動手段の確保による多層の交通ネットワークの構築により、高齢者等も含めた住民の移動手段が確保された地域づくりを進める。
- ・市街化調整区域の面積・人口比率が高い市町において地域活力が低下している場合等は、市街化区域と市街化調整区域の区域区分と同様の土地利用コントロールを市町が行う手法への移行を検討することも可能とする。
- ・空き家等については、立地や管理状況の良好な物件について、多様な利活用を推進する。また、所有者等による適切な管理の促進、空き家の発生抑制、除却等を推進する。
- ・所有者不明土地については、その発生予防と利用の円滑化を促進するとともに、周辺の地域における災害等の発生防止に向けた管理の適正化を進める。
- ・地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図るため、景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）や景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観上重要な地区・地域の指定制度を積極的に活用する。
- ・道路については、既存道路空間の再配分や無電柱化等によって、道路空間の有効利用や良好な道路景観の形成を図る。
- ・工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。
- ・工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。
- ・優良農地を確保し、国土保全等の多面的機能を適切に発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進する。

- ・農地と宅地が混在する地域については、農業者と住民との相互理解・共生を促進することにより、農地を多面的機能を発揮する空間として保全する。
- ・荒廃農地の発生防止・解消のため、基盤整備や農地の集積・集約化及びスマート化の促進や、農業委員会による農地パトロールの実施、所有者等の意向を踏まえた農地の利用調整活動等の推進、草刈りなど地域が共同で実施する農地や水路の保全の取組等の支援、特産品などを活かした経済活動等により持続可能な農村地域づくりに取り組む農村RMO（農村型地域運営組織）の推進などの施策を展開する。
- ・荒廃農地が野生動物の「潜み場」となり周辺農地に悪影響を及ぼすことを防ぐため、高齢化や担い手不足などにより通常の営農が困難な場合には、省力管理が可能な不嗜好性の作物を植えて見通しを改善するなど、地域の実情に合わせた対応を推進する。
- ・森林の公的管理や都市住民も一体となった整備手法を構築するなど、地域の自主的・主体的な取組を支援し、当該地域の住民の生活を成り立たせる条件整備などの総合的な施策を展開する。
- ・森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、森林経営管理制度¹²等に基づき、森林の経営管理の集積・集約化を進める。
- ・漁港施設等を活用して、水産物の消費増進や交流促進等に取り組む海業を推進することにより、漁村の持続的な発展を目指す。

(4) 土地本来の災害リスクの軽減

- ・災害リスクの高いエリアの把握、公表を積極的に行う。
- ・災害リスクの高いエリアにおいては、エリアの状況等を踏まえつつ、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進するとともに、災害リスクの低いエリアへの公共施設等の立地の促進を図る。
- ・特に、都市計画区域における土砂災害特別警戒区域等の災害ハザードエリアにおいては、災害ハザードマップの周知を図るとともに、立地適正化計画において居住誘導区域外とすることで新たな住宅の立地を抑制する。また、必要に応じて市街化調整区域にするなど都市計画制度による立地規制を導入するとともに、市街化調整区域の開発許可の厳格化を図る。さらに、土砂災害警戒区域等における特別指定区域の指定に際しては、安全上又は避難上の対策を条件とする。

12 森林所有者自ら経営管理が実施できない森林について、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は一定の要件を満たす民間事業者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度

- ・都市における安全性を高めるため、河川や内水¹³の氾濫防止対策や、老朽住宅等の建替えや公共施設の整備による密集市街地の住環境改善、防災性向上を図る。また、都市施設¹⁴の適正な配置を行うとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。
- ・被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、平時から事前防災・事前復興の観点での地域づくりを進め、市町や地元住民による被災後における土地利用計画の事前検討を促進する。
- ・頻発化する異常豪雨による浸水被害や土砂災害に対して、流域全体で被害の軽減を図る総合的な治水対策を推進する。
- ・砂防えん堤等の設置による土砂災害対策、治山ダム等の設置による治山対策を推進する。
- ・水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラ及び都市部も含めた緑地の保全・活用や森林整備等により防災機能を維持・向上させるEco-DRRの取組の推進など、安全・安心の観点から、農地や森林等の有効利用を促進する。
- ・県土の保全と安全性の確保に向け、山地災害の発生の危険性が高いエリアの的確な把握に努め、保安林の適切な配置及び保全管理を行う。
- ・保安林以外の森林（普通林）においても手入れが不足している森林の適切な整備に努める。
- ・手入れ不足の森林では、「災害に強い森づくり」による流域全体の一体的整備等の取組により、森林の防災機能強化を図る。
- ・特に、手入れ不足の高齢人工林については、防災機能の強化を重視し、人工林の伐採や広葉樹の植栽により、多様な樹種や林齢で構成された気象害に強い針広混交林¹⁵化へ誘導する。
- ・農業用ダムの事前放流、「田んぼダム」の取組、ため池や排水施設等の活用など、農地・農業水利施設の有する洪水調節機能等を活用する。
- ・宅地、農地、森林等といった土地の用途に関わらず危険な盛土等を包括的に規制する盛土規制法の適正な運用により、盛土等の安全性を確保する。

(7) 健全な生態系の確保

- ・高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制、保全活動等により厳正な保全を図る。

13 堤内地に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。

14 都市計画法第11条第1項に掲げる施設をいう。具体的には、道路、公園、水道、河川、学校、病院、市場、一団地の官公庁施設、流通業務団地等

15 針葉樹と広葉樹が混じり合った森林

- ・野生生物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制や保全活動等により適正な保全を図る。
- ・整備された里山林などの二次的自然については、適切な農林水産業、民間・NPO等による保全活動の促進や生物多様性の保全が図られている区域の設定を推進する。
- ・林業経営に適している人工林（いわゆる木材生産林）においては、利用間伐を行い、さらに主伐の適地については主伐・再造林を行い、資源循環型林業を進める。また、収益が見込めない人工林（いわゆる環境保全林）については、森林の状況に応じた手法により針広混交林化を進めるなど、実情に応じた森林資源の適正な利用・管理を進める。
- ・生物多様性の損失や森林の消失などが生じた地域については、自然環境の保全や再生により質的向上や量的確保を図る。
- ・県民緑税を活用した、手入れ不足の高齢人工林を含む奥山での針広混合林化や野生動物共生林事業などを通じて、野生動物の生息地の保全と共に、野生動物と人の棲み分けを図るバッファゾーンの設置を行う。
- ・森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワーク形成のため、国立公園等の保護地域の拡張と管理の強化を図るとともに、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理を促進する。また、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。
- ・CO₂削減・吸収量をクレジットとして国が認証する「J-クレジット制度」を活用したクレジット売買により、森林の適正な管理を促進する。
- ・健全な水循環の維持又は回復のため、水源地域の無秩序な開発の防止と流域の総合的かつ一体的な管理等の施策を進める。
- ・生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用し、これらを含めた広域的な生態系ネットワークの形成につなげる。
- ・太陽光発電施設等の再エネ施設の設置に際しては、事業者に対し、太陽光条例で定める自然環境の保全に関する事項の遵守と、周辺の土地利用状況や自然環境等に関する特段の配慮を求める。

イ 複合的な施策と県土利用・管理DXの推進

- ・地理空間情報等のデジタルデータ、リモートセンシング等のデジタル技術を一層活用する。
- ・県土の状況把握・見える化やまちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより、県土利用・管理の効率化・高度化を進める。

- ・社会課題の解決に向け、多様な主体との協働によるデータ利活用を推進する。
- ・防災DXや河川水位等の防災情報の的確な発信など安全・安心に資するDXを推進する。
- ・3D都市モデルや人流のビッグデータ等を活用したまちづくりに関する情報のオープンデータ化を進めることで、まちづくり活動に住民が参画しやすい環境を整備する。
- ・国研究機関等が開発した技術を小規模零細な稲作兼業農家が多数を占める等の本県の営農条件に適合させ、産地営農技術体系の確立等を行う兵庫型スマート農業技術を導入・普及し、農地等の適切な維持管理につなげる。
- ・主伐・再造林低コスト普及モデルに加え、リモートセンシング技術や森林クラウドシステム¹⁶などのICTを活用したスマート林業の導入により、施業の省力化・効率化及び安全性の向上を図り、適切な森林管理を進める。

ウ 多様な主体の参画と協働による県土利用・管理

- ・民間企業等の多様な主体の参加や国・県・市町の連携、官民連携による取組を促進する。
- ・多様な主体が連携して地域の課題を解決する協議会等のコーディネート機能の確保により、適正な地域の管理を促進する。
- ・住民、事業主、地権者、関連団体等の地域の担い手が一定のエリア内における維持管理・運営に主体的に取り組み、地域の価値の向上や経済の活性化を図る「エリアマネジメント」の取組を促進する。
- ・人口減少下における地域課題の解決に向けて、目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化する。また、粗放的な管理や最小限の管理の導入などの管理方法の転換等を図る国土の管理構想に基づく市町村管理構想や、地元住民の発意と合意形成を基礎とする地域管理構想の取組を促進する。
- ・相続等により取得した土地を国庫に帰属させる取組のほか、空き地・空き家バンク等の官民連携の取組を推進する。
- ・森林の整備及び保全を進めるため、企業の森づくりなど森林整備活動への参画を促し、県民総参加の豊かな森づくりを進めながら、手入れ不足により防災機能の低下が懸念される森林においては、災害に強い森づくり等の公的な関与による取組を推進する。

(3) 施策実施の前提となる措置

ア 県土に関する調査の推進

- ・県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国が主体となる各種調査の

16 都道府県、市町村、林業事業者・木材需要者等で蓄積されている森林情報の効率的な利活用が可能となるよう、森林分野における次世代情報処理技術に関するシステム

ほか、都市計画基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

- 土地境界の明確化は、土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に大きく貢献することから、県内の市町における地籍調査の計画的な実施を促進する。
- 多自然地域の集落では、世代交代の際に土地の境界情報が十分に継承されないことなどを背景に、境界確認に必要な情報が喪失しつつある。このため、リモートセンシングデータを活用した地籍調査手法導入を含め、多自然地域の集落における地籍整備の効率的な実施等に取り組む。
- 希少種をはじめとする生物の分布情報は、健全な生態系の確保につながる重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図る。
- 県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

イ 計画の効果的な推進

- 計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用を取り巻く状況や県土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。

4 土地利用の原則

県土において、国土利用計画法第9条第2項に規定する都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域の五地域（以下「五地域」という。）を定める。

それぞれの地域においては、1に示した県土利用に関する基本構想の実現に向け、以下に示す土地利用の原則及び五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針に従い、適正な土地利用が行われなければならない。

なお、五地域のいずれにも属さない地域については、当該地域の現況及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域

都市地域は一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある地域である。

① 市街化区域においては、都市の魅力と活力の向上を図るため、土地利用の高度化を促進し、地域地区制度等に基づき、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を図る。その際、工場跡地等の低未利用土地の活用、再開発により土地の高度利用を図る。

また、広域防災帯の形成、防災拠点の整備、オープンスペースの確保などに加え、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備、商店街活性化に向けた都市空間の再編、大規模集客施設の適切な立地誘導やまちの回遊性を高める空間整備など市街地の整備を計画的に推進する。

これらによる都市機能の向上に加え、ヒートアイランド現象を改善するため、緑地・水面等の効率的な配置、屋上緑化やグラスパーキング等による緑の創出、円滑な交通体系の構築など、都市活動による環境への負荷の低減を図るとともに、良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、自然環境の保全・再生など、美しくゆとりのある都市環境の形成を図る。

また、市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間確保の観点からも、計画的な保全と利用を行うとともに、市街化区域にある樹林地、水辺等良好な自然環境を形成しているもので、都市環境上不可欠なものについては、良好な生活環境確保のため積極的に保全・整備する。

② 市街化調整区域については市街化を抑制する。ただし、少子高齢化や人口減少等により活力の低下している既存集落や市街化区域周辺部において、新規居住者の住宅や産業施設の立地などの地域の活力維持につながる場合に限り、地域の実情等を勘案しつつ地区計画制度や特別指定区域制度の活用、開発許可制度の弾力的運用等により、都市的土地利用を可能とする。

③ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち、用途地域が定められた区域内の土地利用については、市街化区域

における土地利用に準ずるものとする。また、それ以外の区域においては、土地利用の動向を踏まえ、自然的土地利用からの転換は抑制しつつ、農林業的土地利用との計画的な調整を図りながら、都市的土地利用を可能とする。

(2) 農業地域

農業地域は、農用地（農地及び採草放牧地（農振法第3条第1項第1号による農用地をいう。）。以下同じ。）として利用すべき土地があり、食料安全保障の観点から農地の総量を確保し、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

① 農業地域のうち農用地区域（農振法第8条第2項第1号による区域をいう。以下同じ。）の土地は、直接的に農業生産の基盤となる土地として確保されるべき土地であることから、土地改良等の農業基盤の整備、保全管理を計画的に推進するとともに、農用地区域の農地については、原則として他用途への転用は行わない。

② 農用地区域を除く農地については、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地は原則として他用途への転用は行わない。ただし、都市計画、農村地域への産業の導入に関する基本計画など農業以外の土地利用計画との調整がなされた場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重する。

(3) 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

① 保安林（森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項による保安林をいう。以下同じ。）の区域においては、水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存のそれぞれの区域の指定目的に即した諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることに鑑み、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わない。

② 国有林の区域においては地域別の森林計画に即して適正かつ合理的な森林の利用を図る。

③ 保安林及び国有林以外の区域においては、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の経済的又は公益的機能の高い森林については、極力他用途への転用は行わない。なお、森林を他用途へ転用するに当たっては、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機

能の低下を防止することに十分配慮する。

(4) 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

- ① 特別保護地区（自然公園法第21条第1項による特別保護地区をいう。）については、その設定の趣旨に即して、その景観の厳正な維持を図る。
- ② 特別地域（自然公園法第20条第1項又は第73条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致の維持を図るべきものであるため、開発行為は極力行わない。なお、瀬戸内海国立公園（六甲地域）については、自然環境を極力損なわないよう配慮しつつ、その利活用に積極的に取り組む。
- ③ その他の区域においては、大規模な開発行為その他自然公園としての風景地の保護に支障を及ぼすおそれのある土地利用は極力行わない。

(5) 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

- ① 特別地区（環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第90条第1項による自然環境保全特別地区をいう。）においては、その指定の趣旨に鑑み、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図る。
- ② その他の区域においては、原則として、土地の利用目的を変更しない。

5 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

原則として、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域の五地域区分のうち、2つの地域区分が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3つ以上の地域区分が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、4に掲げる地域別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図る。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域 — 農用地区域
農用地としての利用を優先する。

なお、公共福祉や地域活性化等のために必要な場合、他に代替地がなく、規模が妥当で集团的農地を分断する位置にないなどの除外要件を満たせば、農用地からの除外手続を経た上で都市的な利用を認める。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域 — 農用地区域以外の農業地域

神戸・阪神地域及び播磨地域（播磨東部・播磨西部）の臨海部においては、農業上の利用を優先させるが公共の福祉の観点からやむを得ない場合など、特定の場合には都市的な利用も認める。

また、播磨地域（播磨東部・播磨西部）の内陸部、但馬、丹波、淡路の各地域においては、土地利用の現況及び将来の地域発展の動向を勘案しつつ公共の福祉の観点から、農業上の利用との調整を図りつつ都市的な利用を認める。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域 — 保安林の区域

保安林としての利用を優先する。

イ 市街化区域及び用途地域 — 保安林の区域以外の森林地域

都市的な利用を優先するが、神戸・阪神地域及び播磨地域（播磨東部・播磨西部）の臨海部においては、良好な都市環境維持のための緑地帯として活用する場合等、森林が都市における緑地空間としての機能を果たしていることを充分考慮する必要がある。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域 — 保安林の区域以外の森林地域

土地利用の現況及び将来の地域発展の動向を勘案しつつ公共の福祉の観点から森林地域の利用との調整を図りつつ都市的な利用を認める。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域 — 特別地域

自然公園としての保護及び利用を優先する。

イ 市街化区域及び用途地域 — 特別地域以外の自然公園地域

自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域 — 特別地域以外の自然公園地域

神戸・阪神地域及び播磨地域（播磨東部・播磨西部）の臨海部においては、自然公園としての保護及び利用を優先するが、その他の地域においては両地域が両立するよう調整を図る。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

自然環境としての保全を優先する。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 農業地域 — 保安林の区域

保安林としての利用を優先する。

- イ 農用地区域 — 保安林の区域以外の森林地域
農用地としての利用を優先するが、農業上の利用との調整を図りながら里山林など森林としての利用も認める。
- ウ 農用地区域以外の農業地域 — 保安林の区域以外の森林地域
森林としての利用を優先するが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用も認める。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- ア 農業地域 — 特別地域
自然公園としての保護及び利用を優先する。
- イ 農業地域 — 特別地域以外の自然公園地域
両地域が両立するよう調整を図る。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域
両地域が両立するよう調整を図る。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域
両地域が両立するよう調整を図る。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域
両地域が両立するよう調整を図る。

6 土地利用基本計画図

五地域は、縮尺5万分の1の地形図により土地利用基本計画図として定める。
なお、土地利用基本計画図は、土地利用の動向に応じて随時変更を行うものとする。

(土地利用基本計画図は省略)